

議案第 39 号

北本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例  
の一部改正について

北本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を  
次のように改正する。

令和 4 年 8 月 26 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一  
部を改正する条例

北本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成  
27 年条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

3 市長	北本市重度心身障害者医療費支給条例（昭和 58 年条例第 4 号）による重度心身障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	北本市在宅重度心身障害者手当支給条例（昭和 54 年条例第 15 号）による在宅重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 4 条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
------	----	--------

1 市長	北本市こども医療費の支給に関する条例によるこども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<p>医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。以下同じ。）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>北本市重度心身障害者医療費支給条例による重度心身障害者医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>北本市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
2 市長	北本市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例による	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則

	ひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		北本市重度心身障害者医療費支給条例による重度心身障害者医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
3	市長	
	北本市重度心身障害者医療費支給条例による重度心身障害者の医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児入所給付費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者

		関係情報」という。) であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
4	市長	北本市在宅重度心身障害者手当支給条例による在宅重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、令和5年6月1日から施行する。